

前回検討会の指摘事項について

- 1月当たりの受託上限数と検査員人数の関係
- 登録検査機関における業務廃止の理由
- 営業区域に沖縄県若しくは北海道を設定している登録検査機関の概要

1 月当たりの受託上限数と検査員人数の関係

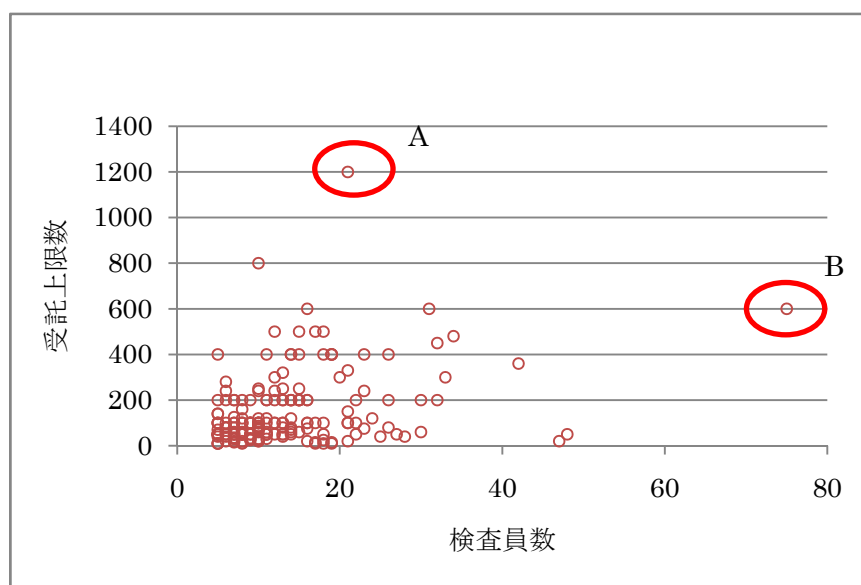
第 1 回検討会において議論のあった登録検査機関の受託件数と検査員人数等の関係について以下のとおり整理をした。

1. 1 月当たりの受託上限数と登録検査機関数の関係

登録検査機関の水質検査業務規程に定める水質基準項目（50 項目）検査の 1 月当たりの受託上限数[※]と検査員数をプロットしたグラフを以下の図に示す。検査員は 5 から 75 人、受託上限数は 10 件から 1,200 件の範囲で分布している。

検査員数と受託上限数の関係についてはばらついており、関連性は特にみられない。登録検査機関においては水道水質検査業務以外にも様々な種類の検査業務を実施している場合があり、登録検査機関の業務の中の水道水質検査業務の重み付けによって受託上限数を決めることが原因の一つと考えられる。

アンケートによると 8 割以上の機関が「検査員数及びその作業時間」、「検査設備の稼働率」を考慮して受託上限数を設定しているとしたが、1 人・1 日当たりの検査可能検体数に対する設定が各機関で大きな違いがあると考えられる。



この図の中で、受託上限数の最も多い機関（図に示す A）及び検査員数の最も多い機関（図に示す B）における検査機器保有台数について、以下の図に示すとおり 2 機関の主な検査機器の保有台数に大きな違いがないにも関わらず、B の 1/3 にも満たない検査員数の A が、B の 2 倍の受託件数を設定している。

	検査員数	受託上限数	原子吸光	ICP 発光	ICP/MS	GC/MS	IC	IC-PC
A	21	1,200	0	0	1	7	2	2
B	75	600	0	1	1	5	3	2

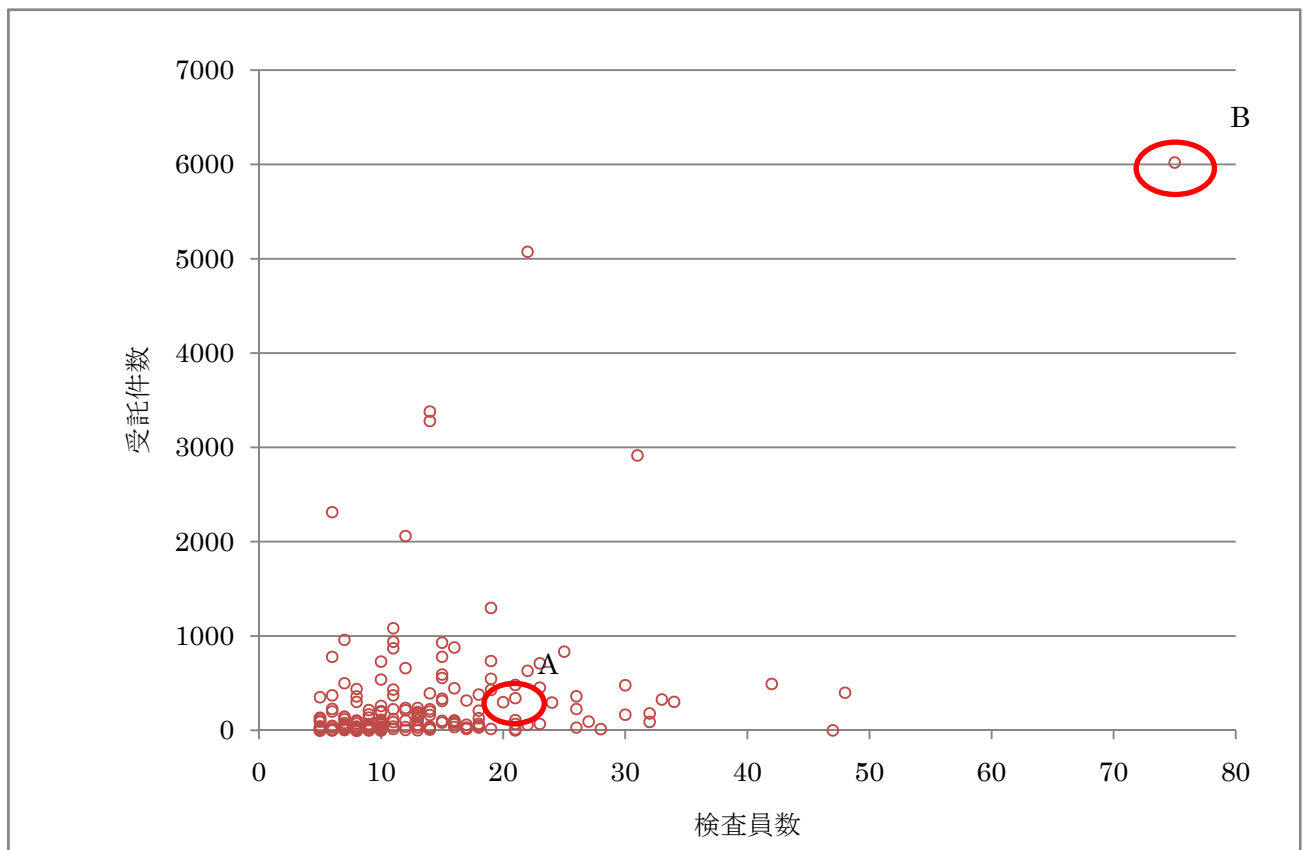
※1週間や1年間で受託上限数を規程している場合は、その受託上限数から1月当たりの上限数を算出のうえ、アンケートにて報告するよう依頼している。

2. 受託件数と検査員人数の関係

登録検査機関が平成21年度に実際に受けた水質基準項目(50項目)検査の受託件数(上水道事業、水道用水供給事業、簡易水道事業、専用水道事業にかかる受託件数合計)と検査員数をプロットしたグラフを以下の図に示す。

検査員は5から75人、受託件数は0件から6,000件の範囲で分布している。

検査員数と受託件数の関係についてはばらついており、検査員数と受託上限数の関係と同様に、関連性は特にみられない。



登録検査機関における業務廃止の理由について

平成 15 年度（平成 16 年 3 月 31 日）に水道水質機関が厚生労働大臣による指定制度から登録制度へ移行して以来、これまで 21 機関が水道水質検査業務を廃止し、水質検査機関登録簿より削除されている。業務廃止届出書に記載されている業務廃止理由について、グルーピングを行った結果を表及び図に示す。

業務の増加が見込めないことによる廃止が 5 機関（24%）、他法人への業務の譲渡による廃止が 6 機関（29%）、合併等による組織再編による廃止が 8 機関（38%）、更新時の失効による廃止が 2 機関（9%）あった。

表 水道水質検査業務の廃止理由

	該当機関数
① 業務の増加が見込めないため	5 機関
② 他法人への譲渡	6 機関
③ 組織再編による廃止	8 機関
④ 更新時の失効	2 機関
合計	21 機関

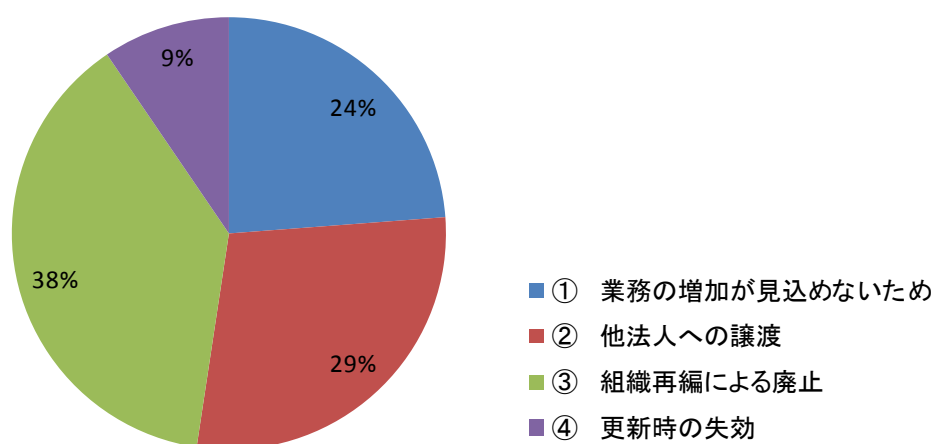


図 水道水質検査業務の廃止理由

営業区域に沖縄県若しくは北海道を設定している登録検査機関の概要

(1) 沖縄県を検査区域としている登録検査機関

厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関（以下、「登録検査機関」という。）のうち、8機関が沖縄県を、水質検査を行う区域（以下、「検査区域」という。）として設定している。

当該8機関の水質検査を行う事業所の所在地（以下、「検査所所在地」という。）について、3機関が沖縄県、2機関が福岡県、1機関が本州内及び福岡県、2機関が本州内である。8機関のうち本州内に検査所所在地がある機関の検査区域及び検査所所在地を表1に示す。

表1 沖縄県を検査区域としている登録検査機関の
検査所所在地及び検査区域

検査機関	検査員数	水質検査を行う事業所の所在地
水質検査を行う区域		
A 機関	21	東京都世田谷区、大阪府大阪市、福岡県福岡市
宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び沖縄県（本島、石垣島、宮古島）		
B 機関	10	埼玉県幸手市
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、佐賀県及び沖縄県		
C 機関	6	東京都杉並区
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（全ての区域において、島しょ部を除く）		

3 機関の試料の採水、輸送体制等は以下のとおり。

- ・ A 機関は、名護市内の営業所職員若しくは委託者が採水し那覇空港まで輸送、航空便を活用し、検査所職員が検査所の近傍の空港から検査所所在地まで輸送することにより、沖縄本島、石垣島、宮古島で採水した試料を、11 時間以内に東京の分析所にて分析が開始できるとしている。
- ・ B 機関は、A 機関と同様の輸送方法により、沖縄県で採水した試料の輸送を 7 時間半で完了できるとしている。なお、当該機関の出張所が那覇市内にある。
- ・ C 機関は、A 機関と同様の輸送方法により、那覇周辺で採水した試料の輸送を 11 時間で完了できるとしている。なお、当該機関の出張所が那覇市内にある。

なお、沖縄県を検査区域に設定している 8 機関のうち、「島しょ部を除く」など地域を限

定している機関は A、C 機関のみである。

(2) 北海道を検査区域としている登録検査機関について

北海道を検査区域に設定している機関は 15 機関あり、そのうち 10 機関が「北海道」、1 機関が「北海道及び本州内」、4 機関が「本州内」を検査所所在地としている。

検査所所在地が本州内のみである 4 機関のうち、その所在地が青森市である機関を除く 3 機関の検査区域及び検査所所在地を表 2 に示す。

表 2 北海道を検査区域としている一部登録検査機関の
検査所所在地及び検査区域

検査機関	検査員数	水質検査を行う事業所の所在地
水質検査を行う区域		
D 機関	7	愛知県名古屋市
北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県及び山口県		
E 機関	12	東京都東村山市
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、岩手県、福島県、青森県、山形県、宮城県、山梨県、愛知県、三重県、石川県、静岡県、長野県、大阪府、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、兵庫県、愛媛県、香川県、高知県、徳島県、広島県、岡山県、島根県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、長崎県、宮崎県、北海道		
F 機関	14	埼玉県川越市
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、三重県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県（種子島以外の各都道府県の島しょ部を除く。）		

3 機関の試料の採水、輸送体制等は以下のとおり。

- D 機関は、名古屋市にいる検査員が札幌市内の営業所に出張する際に採水、A 機関と同様の輸送方法により、札幌、函館周辺で採水した試料の輸送を 8 時間以内で完了できるとしている。
- E 機関は、A 機関と同様の輸送方法により、支社のある札幌周辺に限らず稚内周辺で採水した試料においても、8 時間半程度で輸送を完了できるとしている。
- F 機関は、北海道内 12 カ所の営業所職員若しくは委託者が採水、A 機関と同様の輸送方法により、北海道全域の試料の輸送を 10 時間以内で完了できるとしている。

なお、北海道を検査区域として認めている全ての登録検査機関において「北海道北部」など地域を限定している機関はない。

(3) 適切な検査が実施できることを説明する資料例

検査所所在地からの遠隔地を検査区域に設定する場合、登録検査機関に対し、適切な検査が実施できることを証明する資料として、試料の輸送体制及び輸送に要する時間などを説明する資料の提出を求めている。E 機関から提出された当該資料について、内容を抜粋し以下に示す。

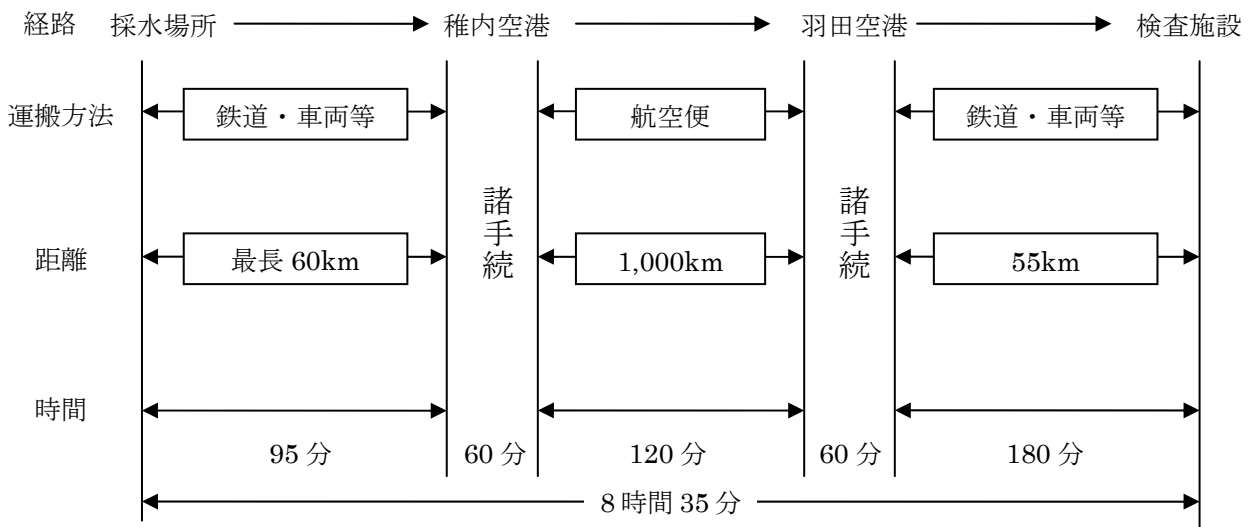


図 適切な検査が実施できることを説明する資料例